



## 重症化予防を目指した相互連携に関する覚書

一般社団法人栃木県医師会（以下、「甲」という。）と全国健康保険協会栃木支部（以下、「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）の加入者ひいては県民の健康増進、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の重症化を予防するため相互に連携及び協力し、予防事業等を進めていくことを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙で協議のうえ、別途定めるものとする。

- （1）未治療者への受診勧奨に関すること。
- （2）生活習慣病の重症化予防に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は前条に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の個人情報、漏洩し、目的外に使用し、又は相手方の承諾なしに、第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は本覚書の有効期間満了後も有効とする。

### （覚書の有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （覚書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本覚書の変更又は解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義等の決定）

第6条 本覚書の内容に疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月18日

甲：栃木県宇都宮市駒生町 3337-1  
一般社団法人 栃木県医師会

会長 太田 照 男

乙：宇都宮市大通り 1-4-22 MSC 第2ビル  
全国健康保険協会栃木支部

支部長 栗田 昭 治